

## 情報開示決定期間延長通知書

取建発第2346号  
令和4年3月10日

様

取手市長 藤井 信吾



令和4年2月26日に開示請求のありました情報について、取手市情報公開条例第10条第1項に規定する期間内に、開示の可否の決定をすることができないため、同条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

なお、開示の可否の決定を行ったときは、速やかに通知します。

請求に係る情報の名称、内容	市指定保存樹木すべての現況が分かる情報 市指定保存樹木が解除された樹木の指定解除日と解除理由が分かる情報 取手市米ノ井の市指定保存樹木第2号および第3号にかかわる情報
当初の決定期限	令和4年3月15日（火）
延長後の決定期限	令和4年4月14日（木）
延長する理由	第三者意見照会を行う必要があるため。
所管課	茨城県取手市役所 建設部 水とみどりの課 郵便番号：302-8585 連絡先住所：茨城県取手市寺田5139番地 電話番号：0297-74-2141（内線）1561
備考	



# 情報部分開示決定通知書

取建発第2576号  
令和4年3月31日

様

取手市長 藤井 信吾



令和4年2月26日に開示請求のありました情報について、取手市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり一部について開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合には、審査請求をし、及び処分の取消しの訴えを提起することができます。詳細については、裏面をご覧ください。

請求に係る情報の名称、内容	別紙目録を参照		
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前・午後 時 分
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 送付希望 ) <input type="checkbox"/> 視聴 ※該当するところに、○印をつけます。		
開示することができない部分及び理由	1 開示することができない部分の概要 別紙目録を参照  2 理由：取手市情報公開条例第7条第1項第1号及び2号に該当 別紙目録を参照		
所 管 課	茨城県取手市役所 建設部 水とみどりの課 郵便番号 : 302-8585 連絡先住所：取手市寺田5139番地 電話番号 : 0297-74-2141 (内線) 1561		
備 考			

- 注意 1 情報の開示を受ける場合は、この通知書を持参してください。  
 2 当日都合が悪い場合には、あらかじめ電話等で所管課まで連絡してください。



裏面

この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合の教示

[審査請求に係る教示]

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、取手市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求することができなくなります。

[処分の取消しの訴えに係る教示]

この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。）に、取手市を被告として（訴訟において取手市を代表する者は、取手市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。





(別紙)

特定した情報の目録

【所管課： 水とみどりの課 】

No.	文書の名称 (文書の種類)	開示文書の		開示することができない部分及び理由		備考
		文書	電磁的記録	面数	開示することができない部分の概要	
1	保存樹木一覧表	○		4面	個人の氏名・住所・電話番号	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当し、個人が特定されることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。
2	保存樹木指定解除申請書	○		6面	法人印影 個人の氏名・住所	取手市情報公開条例第7条第1項第2号に該当し、複製等により、法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため。 取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当し、個人が特定されることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。
3	令和元年度第2回取手市緑の審議会 会議次第	○		2面		
4	諮問書	○		1面		
5	答申書	○		1面		
6	保存緑地等指定変更(解除)通知書	○		1面		